

Ⅲ 機構集積協力金交付事業

1. 地域タイプ（地域集積協力金・集約化奨励金）

農地バンクに地域の農地をまとめて貸し付け、農地集積・集約化に取り組む地域へ協力金を交付します。

(1) 地域集積協力金

地域の話合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に協力金が交付されます。
※農地バンクを介した農作業委託も交付対象となります。（委託期間10年以上）

【交付要件】

- 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積される必要があります。

※ 担い手が不足する地域で、新規就農者等を確保しながら、担い手への農地集積に取り組む場合は、申請時の割合が1/2に緩和されます。（この場合、翌々年度までに1割以上を達成する必要があります）。

【交付対象面積】

対象期間内の貸付面積－再貸付等面積
－貸付期間6年未満の農地面積

【農地バンクの活用率】

$$\left[\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積} + \text{農地バンクへの農作業委託総面積}}{\text{地域の農地面積}} \right]$$

【交付単価】

	農地バンクの活用率		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

(2) 集約化奨励金

担い手同士の農地交換等により担い手への農地集約化に取り組む地域に奨励金が交付されます。
※農地バンクを介した農作業受託も交付対象となります。

【交付要件】

- 翌々年度までに、①～③のいずれかを満たす必要があります。

- ① 地域の農地面積に占める団地面積の割合が10ポイント以上増加
- ② 地域の農地面積に占める団地面積の割合が20ポイント以上増加
- ③ 既に耕作者の1ha以上のまとまりのある団地面積の割合が30%以上の地域において、耕作者の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加

【交付対象面積】

対象期間内の農地バンク転貸面積のうち新たに団地化した面積

【交付単価】

	団地面積割合	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加あるいは、 団地平均面積1.5倍以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)

※1 交付対象面積は、当年度の翌々年度までの転貸面積（計画を含む）としているため、地域の実情を踏まえ、複数年度で農地の交換を進める場合も、交付の対象となります。

※2 地域集積協力金との重複交付も可能です。

●団地面積とは

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）のまとまりのある農地の面積
- 団地とは一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。

※詳細は次ページを参考にしてください。